

神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園

園則 (運営規程)

制定日

(この園則の目的)

第1条 この園則は、学校法人夙川学院（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条（以下「認定こども園法」という。））に基づき設置する神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園（以下「当園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この園則は、認定こども園法施行規則第16条に基づく運営規程を兼ねる。

(施設の名称等)

第2条 学校法人夙川学院が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在は次のとおりとする。

(1) 名称

本園は、神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園とする。

分園は、神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 分園プチソレイユとする。

(2) 所在地

本園 大阪府八尾市堤町1-7-12

分園 大阪府八尾市山本町1-8-29

(施設の目的)

第3条 当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供し、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第4条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第5条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

2 当園の特定教育・保育はキリスト教の精神に則って、乳幼児期に適した望ましい人間形成の基礎を

培うことを理念とし、「明るく健やかな子ども」「美しい心の子ども」「寛容な心を持つ子ども」を育てる事を目標とする。

- 3 当園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、特定教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第6条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故がある時にはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。ただし、副園長を配置しない場合がある。

(3) 主幹保育教諭 3人

主幹保育教諭は、園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。副園長を配置しない場合は、主幹保育教諭のうち、1名がその職務を兼任する。

(4) 保育教諭 17人以上

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(5) 栄養士(調理員) 1人

栄養士は園児の発達に応じた献立を作成するなど栄養の指導、管理をつかさどる。献立に基づき給食及びおやつを調理する。

(6) 事務員 1人以上

事務職員は、当園の事務を行う。

(7) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

学校保健安全法施行規則に基づいて園児の健康管理にあたる。

(学年・学期)

第8条 当園の学年は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第9条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日（1号認定園児、新2号認定園児）

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 夏季休業（7月21日から8月31日まで）

エ 冬季休業（12月25日から1月5日まで）

オ 春季休業（3月25日から3月31日まで）

(2) 保育認定子どもに係る休業日（2号、3号認定園児）

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日

ウ 年末休日

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第10条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。ただし、天候や伝染病疾病のときは変更することができる。

(4) 園長が必要と認めたときは、提供する特定教育・保育時間を変更することができる。

2 当園の開園時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日 午前7時00分から午後7時00分。

(2) 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(3) 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第11条 当園は、八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月2日八尾市条例第40号）（以下「八尾市条例」という。）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園においては、八尾市条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、八尾市条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。
- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表4に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第12条 利用定員は次のとおりとする。

学年	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児	計
1号	—	—	15人	15人
2号	6人	42人	81人	129人
3号				
合計	6人	42人	96人	144人

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第13条 当園は、教育標準時間認定こどもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

(利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第14条 教育標準時間認定にあたっては、幼児・保護者の面接により選考するものとする。

- 2 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 3 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- 4 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- 5 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(退園・休園・転園に関する事項)

第15条 園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

- 2 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。
- 3 園長は、伝染病にかかった、またはかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずることが

ある。

(保育証書の授与)

第16条 当園の所定の課程を修了した者には、保育証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

第17条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第19条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第20条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第21条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第22条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(補則)

第23条 この園則を改正、破棄する場合は、学校法人夙川学院理事会の議決を得ることとする。この園則に定めるもののほか、当園の管理運営に必要な事項は、園長が定めることができる。

附則

この園則は、2019年4月1日から施行する。

この園則は、2020年4月1日から施行する。

この園則は、2020年6月29日施行し

2020年4月1日より適用する。

この園則は、2021年4月1日から施行する。

この園則は、2022年4月1日から施行する。

この園則は、2023年4月1日から施行する。

この園則は、2024年4月1日から施行する。

この園則は、2025年4月1日から施行する。

別表1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的等	金額
上乗せ徴収	教育充実費（3歳児以上） 施設設備整備費（全員）	別途、重要事項説明書にて諸費用一覧を作成する

別表2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的等	金額
卒園積立金	5歳児	別途、重要事項説明書にて諸費用一覧を作成する
給食費	1号 （副食、主食） 2号 （副食、主食、おやつ）	
徴収金	保育用品代 教材費 園外活動費 共済費 等	

別表3

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	別途、重要事項説明書にて諸費用一覧を作成する

別表4

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担額	別途、重要事項説明書にて諸費用一覧を作成する

※金額については変動あり。